

望月社会保険労務士事務所
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail info@mo-mochizuki.com
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

夏休みの真っ最中ですが、今年の酷暑のせいか昼間は子供達が遊んでいる姿を見かけません。夕方になると子供達が遊ぶ声が聞こえてきます。屋外プールだとプールに入っても、ぬるめのお風呂に入っているようだったと若者達が話していました。今の子供達は可哀想です・・・。

精神障害の労災認定が過去最多、カスハラ原因は倍増 ～厚生労働省「令和6年度の過労死等の労災補償状況」より～

厚生労働省は、令和7年6月25日、令和6年度の「過労死等の労災補償状況」の取りまとめを公表しました。

令和6年度の過労死や仕事のストレスによる精神障害などを理由とした労災補償の請求件数は4,810件で、前年度から212件増え、過去最多となりました。実際に過労死等の労災認定された件数も、前年度より196件多い1,304件と過去最多となっています。

1. 精神障害による労災認定件数は6年連続で過去最多

仕事上の強いストレスが原因でうつ病などの精神障害となり、労災認定された人は1,055人で、前年度に比べて172人増えました。このうち、自殺や自殺未遂は88人で、9人増加しています。精神障害による労災と認定された人は6年連続で過去最多となり、初めて1,000人を超えました。

2. 出来事別の最多はパワハラ。カスハラはセクハラを上回り倍増

原因別では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が224件で最多、次いで「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」が119件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（カスタマーハラスメント）が108件でした。カスハラは、令和5年度から新たに原因項目に追加され、7か月分で52件でしたが、通年の今回はセクハラの105件を上回り、原因別で3番目の多さとなりました。

※「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの

3. 業種別では「医療・福祉」が最多

業種別（大分類）の請求件数は「医療、福祉」983件、「製造業」583件、「卸売業、小売業」545件の順で多くなっています。

請求に対する支給決定件数は「医療、福祉」270件、「製造業」161件、「卸売業、小売業」120件の順に多くなっており、請求件数に比例した結果となっています。

また、請求に対する支給決定率は、「医療、福祉」27.5%、「製造業」27.6%、「卸売業、小売業」22.0%件となっており、「医療、福祉」、「製造業」に比べて「卸売業、小売業」の決定率が低くなっています。

4. 年齢別の傾向

請求件数は、「40～49歳」1,041件、「30～39歳」889件、「50～59歳」870件の順ですが、支給決定件数は「40～49歳」283件、「30～39歳」245件、「20～29歳」243件の順で、「50～59歳」を抜いて「20～29歳」の支給決定件数が3位に入っています。

カスハラは、昨今、大きな社会問題となっています。2025年6月に、改正労働施策総合推進法が成立し、企業にカスハラの防止対策が義務付けられました。この義務に違反した事業主は、報告徴求命令、助言、指導、勧告または公表の対象となります。労働者が1人でもいれば、事業主に該当すると考えられますので、まだ取り組み始めている企業は、施行日までにカスハラ対策をすることが必要ですね。

【厚生労働省「令和6年度「過労死等の労災補償状況」を公表します】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59039.html